

新潟県選挙管理委員会規程第11号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年11月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地	市区町村名	病 院 の 名 称	所 在 地
(略)			(略)		
新潟市東 区	(略) 木戸病院 (略)	(略) <u>新潟市東区竹尾4 丁目13番3号</u> (略)	新潟市東 区	(略) 木戸病院 (略)	(略) <u>新潟市東区上木戸 5丁目2番1号</u> (略)
(略)			(略)		
別表第3の1（身体障害者支援施設）			別表第3の1（身体障害者支援施設）		
市区町村名	支 援 施 設 の 名 称	所 在 地	市区町村名	支 援 施 設 の 名 称	所 在 地
(略)			(略)		
三条市	<u>障害者支援施設 心 和園</u> (略)	三条市福島新田丁 1481-1 (略)	三条市	<u>身体障害者療護施設 心和園</u> (略)	三条市福島新田丁 1481-1 (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。